

◆24番（下市香乃美議員） 今議会の個人質問もいよいよ私で最後となりました。市民ネットの下市香乃美でございます。

トリということですよ。大トリというのかもしれませんが、今議会では市の鳥が議論にもなっておりません。議会にもさまざまな意見があります。市の鳥の選定は期限を切って決めなければならないことではありませんから、くれぐれも断腸の思いでお決めになりませんように、今後総務委員会での議論もあるかと聞いております。しっかりと議会の意見をお聞きになったらいかがかと思っておりますので、市長にあえて一言申し上げておきます。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

まずは、区役所と区のまちづくりについてです。

午前中に浦上議員のほうから質問がありました。私も、賃貸である中区役所を少しでも早く普通の中区役所にしたいと考え、そういった私の観点から質問いたしたいと思っております。

まず、9月議会でも市民局長は、賃料決定に当たり、市民サービスを提供する公共施設であること。一定の期間広いところを借りること。さらには、近隣のビルや既に入居しているテナントと比較して高い賃料にならないこと。こういうことに基づいて家主と協議した結果、こういう形で賃料を決定したので、妥当なものだと答弁しました。

近隣のビルや既に入居しているテナントの平米当たりの単価は幾らなんでしょうか。

こういう形で賃料を決定した、ということについて、わかりやすく御説明ください。

今議会の市民ネットの代表質問、中区役所の整備に関して、サービス提供力を高め、市民の利便性を重視し、区役所運営経費も含め、そのあり方について検討してまいりたいと市民局長から答弁がありました。

新庁舎建設計画をつくる必要があると考えているのかいないのか、お答えください。

また、3,000平方メートル以上の土地開発公社及び市所有の未利用地は中区にはないと答弁がありました。区役所候補地を3,000平方メートル以上の面積とした理由、いつどこで決めたのか御説明ください。

次に、政令市移行までに余り時間がなかったことで、メディアコムしかなかったことが随意契約の理由となっています。政令市がスタートした現在は、駐車場を含む中区役所の賃借料年間約5,000万円は、岡山市の財政を圧迫しています。行財政改革を第一に掲げる市長として、メディアコムの賃借料についてどのようにお考えなのでしょう。

賃料として税金であり、市民に十分な説明が必要です。土地や建物を買うときには不動産鑑定を行っています。メディアコムの賃借料について、今からでも不動産鑑定士による評価をなさいませんか。

次に、平成13年2月議会に、当時の萩原市長は、農政局跡地の建物と土地を買い取る議案を提出しました。後楽館校舎としては10年間の暫定利用ということでしたが、賃料1億円を払うより、市と国の双方で不動産鑑定をした上で10億3,000万円で購入することが市民のためになると説明がありました。この考え方についての御所見をお伺いします。

後楽館の場合、賃料の10年分で買い取り料がペイできるという試算でした。同程度の広さの区役所を新築する場合、坪単価70万円——これはちょっと専門家に聞いてもこれで妥当でしょうという数字ですが——とすると、7年間の賃料でペイできると考えますが、いかがでしょうか。

次に、中区役所1階には市民相談窓口があります。これまでの相談件数と相談内容について御説明ください。1階スペースはどのように活用されているのでしょうか。

中区役所の2階、3階は、スリット式の窓しかなく、昼間でも照明を消すことができません。職員の健康及び安全衛生上の問題が心配です。安全衛生委員会は月に1回開かれていますか。調査審議事項を御説明ください。

次に、各区役所に防災対策本部を設置するようになります。メディアコムには自家発電装置はなく、契約書には非常時の取り決めなどはありません。このままで、災害が起きたときにスムーズに防災対策本部の業務ができるかどうか心配です。御説明ください。

次に、区のまちづくりについてお尋ねをいたします。

今議会に区づくり推進事業審査会設置条例が提案されています。

羽場議員の名称についての質問に、安全・安心ネットワーク担当局長は、「今後さまざまな状況の変化などが起こった場合には、そういったことも適切に対応して検討していきたい」と答弁しました。これは、名称を変えるようなことはあるかという質問だったんです。名称を変えるような状況の変化とはどういうことでしょうか。

なぜ説明でも使われている区のまちづくりとせずに、区づくりという新しい言葉にしたんでしょうか。その理由をお示しください。

この条例、目的及び設置の第1条は、岡山市都市ビジョンにおける都市像の実現を目指し、各区の特色を活かしたまちづくりを区民等と協働して推進することを目的として実施される区づくり推進事業（市の公募に対する区民等からの提案事業をいう）について審査等を行うため、区づくり推進事業審査会を区ごとに設置するというものです。

まず、各区の特色あるまちづくりとは何でしょうか。どこで定義されていますか。区民がみずから話し合い、考えていくのでしょうか。

区民等と協働して区のまちづくりを進めるその仕組み、方法はどこに定められていますか。区民等とは具体的にはだれを対象としているのでしょうか。区民等と協働するのはだれでしょうか。

市の公募に対する区民等からの提案事業とはどこに定められているのでしょうか。この条例が施行されると、合併特例区で行われている各種イベントの補助金額は幾らになるのでしょうか。それぞれについてお答えください。

岡山市には、既に協働のまちづくり条例、これは特定非営利公益事業の指定と支援措置を定めました。くらしやすい福祉のまちづくり条例、これは優良事例の紹介と表彰、設計支援委員の委嘱等を定めています。安全・安心まちづくり条例、これは防犯設備、路上喫煙禁止、ピンクチラシ、ヤミ金融チラシの除却などの条例があります。平成17年以降のこれらの条例の活用状況を御説明ください。

市長は、これらのまちづくり条例を土台として政令市のまちづくりを進めているとお考えでしょうか。どの条例を上位条例とお考えでしょうか。これらの条例と今回提案されている区づくり推進事業審査会設置条例との整合性、都市ビジョンとの関係について御説明ください。

市民ネットの代表質問に対して、自治基本条例の策定に当たっては、市議会との関係や都市ビジョン、総合計画との役割分担、現在の情報公開や個別の市民参画に関する条例や制度、分野別の基本条

例との整合性、その実効性の確保、予定されている地域主権基本法の制定、地方自治に関する諸制度の改正の動向等、整理、検討すべき論点が多い。策定の必要性については引き続き検討課題との総務局長の答弁がありました。新しい条例をつくらなくても条例の整理が必要なのではないのでしょうか。さて、9月議会で私は、要綱行政について質問いたしました。総務局長は、「法律の規定事項、権利義務規制事項、本市において重要な事項と判断されるものについては条例による」と答弁しています。

区づくり推進事業は、市の推進する実践的政策であり、審査会設置条例の前に、区づくり推進事業の目的、基本理念、定義などについて、条例で明らかにするべきではないのでしょうか。なぜこういった行政手法をおとりになるのか御説明ください。

さて、市長は就任当時から、岡山には長期的なビジョンがない。20年後、30年後のまちを目指した都市ビジョンが必要だということで、基本構想は既に議決をしています。ここにおいて主役は市民となっています。さて、それをどうやって保障していくのでしょうか。その手だてについては、条例等で明確に決められていません。

目指す都市像の実現に向けては、市民と民間業者と行政とがともに手を携え、それぞれの役割分担をしながら取り組みますと、これも宣言しているだけで、条例の裏づけはありません。

市長がかわれば総合計画でさえも棚上げにされてしまう、そういう状況がこれまでもありました。残念ながら、高谷市長でなくなったら都市ビジョンも同じようなことになってしまうのではないのでしょうか。市長がかわってもまちづくりの方針が変わらないようにとつくられたのが、ニセコ町のまちづくり条例だという認識をお持ちでしょうか。お伺いをいたします。

次に、9月議会の再質問について再度質問をいたします。

9月議会の私の再質問への答弁が不十分だったものについて再度質問いたします。

このことは、本会議における議員の質問を軽視しているのではないかという危惧を抱きかねません。議員は真剣に質疑をしておりますので、議長、よろしくお取り計らいください。

まず、官製ワーキングプアに対する認識についてです。

地方自治体職員の非正規職員の67%は、年収200万円以下の官製ワーキングプアと言われています。官製ワーキングプアを発生させずに平成27年度人件費比率17%台という目標を達成しようとしているのか。岡山市の官製ワーキングプアをどのように認識されているのかお伺いします。

次に、告示されていない要綱についてです。

条例が数としては404本、要綱について告示を行っているものが313本という答弁がありました。告示を行っていない要綱はどのくらいあるのでしょうか。

現在の要綱等を整理して、要綱、要領などで定める範囲の基準を決めること、現在をその基準で見直し条例化すべきもの、条例化できるものは条例化するということについて、御所見をお伺いします。

要綱をホームページや市政情報コーナーなどで基本的にすべてを公表することについての御所見をお伺いします。

それからもう一つ、新市建設計画後の合併地区の支所についてお尋ねをいたしました。

新市建設計画、新市基本計画が終了した後、御津支所などの合併支所は機構上、地域センターになるのでしょうか。

次に、障害児の支援と非正規職員についてお尋ねをいたします。

御案内のように、幼稚園には障害児拠点園というのはありません。障害児・発達障害児の幼稚園入園までの経過を御説明ください。

平成21年入園・進級児で支援の必要な園児は何人で、支援員は何人配置したのでしょうか。

入園後の支援体制の基準、支援員の仕事の内容、賃金を含めた労働条件を御説明ください。

また、幼稚園の臨時職員は、平成21年度には何人雇用していますか。その仕事の内容と賃金を含めた労働条件を御説明ください。

次に、障害児の個別指導計画の作成の現状と課題について御説明ください。この計画はPDCAの観点から生きた計画にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

個別指導計画は、保護者にその情報を提供していますか。

次に、障害児・発達障害児教育に関する実践的研修はどのように行われていますか。その研修は正規、非正規を問わず、関係する職員すべてに義務づけられていますか。

次に、子ども相談主事についてです。

発達障害児等の保護者の相談に子ども相談主事が継続的に対応できる状況にあるのでしょうか。学校と障害児の保護者との話し合いの場に子ども相談主事は同席していますか。子ども相談主事の仕事の内容、賃金を含めた労働条件等を御説明ください。

次に、補助金の公平性についてお尋ねをいたします。

市長は、就任以来一貫して行財政改革を推し進めてきました。平成17年11月の所信表明では、低成長時代では限られた予算を本当に必要な事業に重点的、戦略的に配分することが求められてきます。費用対効果、つまり投資予算が市民サービスにどのように貢献したかという観点から、行政のすべての事業の見直し作業に入ります。事業見直しに際しましては、市長である私みずからが率先して、全面的に事業内容を総点検いたします。過去数年間に手がけた事業で大きな成果を上げて市民サービスに直結した事業、あるいは問題が生じた事業などを自治体経営法の観点、特に民間企業のPDCAの観点から見直しをさせていただきますと所信表明で述べています。

各種補助金についての見直しはどのように実行しましたか。見直しの考え方、見直した事例について御説明ください。

例えば、子ども会補助金についてはどのような見直しがあったのでしょうか。お答えください。

これで1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

P. 458

◎高谷茂男市長 下市議員の区のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

政令指定都市移行に伴い、今年度から区制がスタートいたしました。来年度からは市民参加、区民協働による各区の特色を生かしたまちづくりを本格化させていくとともに、地域の課題は地域のみんなの力で解決していくという機運をさらに高めていきたいと考えており、そのためには区民の方々の取り組みを支援する仕組みづくりが求められています。

今議会に関連議案を御提案させていただいております区づくり推進事業は、地域のため、区のために区民がみずから考え、提案し、実践しようとする事業を区民から選ばれた委員が審査、推薦し、支援していこうという仕組みであります。

少子・高齢化が世界に類を見ない速さで進み、地域社会の元気がなくなるのではないかと心配されている中で、すべての市民が安全に安心して、生き生きと幸せに暮らすためには、みんなで力を合わせて支え合っていく社会をつくることが求められており、防犯・防災活動はもとより、地域保健福祉活動など幅広く支援していく必要があります。このたびの区づくり推進事業をそうした方面にも生かしていただき、都市ビジョンの柱の一つでもある市民力で新しい岡山をつくることの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、各担当からお答えをいたします。

P. 459

◎繁定昭男総務局長 区役所と区のみちづくりについての項の中で、中区役所について、安全衛生委員会は月1回開かれているか、調査審議事項を説明せよとのお尋ねでございます。

本市におきましては、職員の健康障害の防止、健康の保持増進、公務災害の原因及び再発防止を調査審議するため、職員安全衛生委員会を設け、そのもとに局の安全衛生部会及び職場単位の職場安全衛生委員会を設置し、月1回の委員会の開催に努めているところでございます。

各区役所におきましては、衛生管理者は設置しておりますが、安全衛生部会、職場安全衛生委員会は設置できていないため、今後早急な設置に向け努めてまいりたいと考えております。

次に、メディアコムには自家発電装置がなく、災害が起きたときスムーズに業務ができるのかとのお尋ねでございます。

中区への市民からの電話による通報は、本庁交換で受け付けし、区本部へ連絡することになっておりますが、中区本部が停電等で連絡がとれない場合は、本庁本部で情報を受け付けし、無線により中区本部に情報を流すこととしております。

次に、区のみちづくりについて、どの条例を上位条例と考えるのか、新しい条例をつくらなくても条例の整理が必要ではないかとのお尋ねでございます。

まず、既存のみちづくり関係条例の中で、どの条例を上位条例と考えるかとの御質問について、同じ規定形式である条例間には基本的に上位、下位の関係はなく、また既存のみちづくり条例は、その制定の趣旨、目的等を異にするものであって、それぞれは並列の関係に立つものと考えております。

次に、新しい条例をつくらなくても条例の整理が必要ではないかという御質問につきましては、自治基本条例との関係では、既存のみちづくり関係条例等の整理が必要となることが想定されますが、区づくり推進事業審査会設置条例案は、目指す都市像とその実現に向けたまちづくりの方向を具体的に示した都市ビジョン等の実現を図る手段として分野、目的等をそれぞれ異にする既存のみちづくり関係条例とあわせて実施しようとするものであることから、区づくり推進事業審査会設置条例案との関係においては、それらとの整理が必要であるとは考えておりません。

次に、9月議会の再質問について、官製ワーキングプアに対する認識についてのお尋ねでございます。

現在、全市を挙げて、事務量を反映したゼロベースからの定員分析に取り組んでいるところでございます。市の組織機能や執行体制等を検討し、事業の見合った適正な人員を算出した上で、適正に対応してまいりたいと考えております。

なお、雇用形態につきましては、業務に支障がないよう柔軟かつ適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

ワーキングプアにつきましては、その範囲、定義に関してはさまざまな議論がありますが、本市の臨時・非常勤職員の勤務労働条件につきましては、毎年適正な水準となるよう見直しを行ってまいりました。今後とも、民間や他の公共団体の動向を注視しながら、適正な勤務労働条件となるよう見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、告示されていない要綱についての御質問に一括してお答えいたします。

まず1点目の、告示を行っていない要綱はどのくらいあるのかという御質問につきましては、その後、全庁的な調査を実施し、現在ほぼその集計作業を終えたところですが、約550本程度になる見込みです。

次に、現在の要綱の整理、見直し等に関する御質問については、今後要綱等で定めるものの範囲等の基準を明確にした市の例規整備方針を策定し、それに従い必要なものについては、所管の各局室で見直しを行うべきものと考えております。

また、要綱をホームページ等で基本的にすべてを公表することにつきましては、例規整備方針の中でその公表基準についても明確化していく予定ですが、給付サービスに関する事項を初め、市民等のかかわりが生じる事項を含むものについては、原則告示を行うとともに、市例規集またはホームページへの掲載等により公表すべきものと考えております。

以上でございます。

P. 460

◎進龍太郎企画局長 区役所と区のみちづくりの項で、都市ビジョンをどう保障するのかとの御質問をいただきました。

都市ビジョンについてでございますが、都市ビジョンの基本構想は、今後17年間を展望した本市の中・長期的なまちづくりの指針として定めたもので、地方自治法第2条第4項に基づきまして、議会の御議決をいただいております。

また、その策定に当たりましては、市民の目線を大切にするため、段階ごとにさまざまな形での市民参加を得られるよう心がけて策定してまいりました。つまり、住民の代表であります議会の皆様方の御議決を得ている。また、その策定には、市民皆様の参加をいただきながらつくり上げてきたと。こういうような非常に重いものでございまして、そのビジョンの精神は市長がかかわったから変わるといものではないというふうにご覧いただいております。

この市民と共有する都市ビジョンのもとで、都市像の実現に向け、市民、事業者と行政とがともに手を携え、役割分担しながら取り組んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

P. 460

◎内村義和財政局長 補助金の公平性についての項で、各種補助金の見直しはどのように実行したのか、また見直しの考え方、見直した事例についての説明をとの御質問にお答えいたします。

補助金の見直しにつきましては、政策的な必要性の観点や、補助金として適当かどうか、また効果はどうかといった点などに着目し、補助金ごとに毎年度、行政サービス棚卸しや予算査定の中で見直しを図ることとしております。

平成20年度におきましては、私立保育園施設整備補助金について、単市補助でありました小規模の一部補修工事を廃止するなど補助対象を見直し、また商工会議所・商工会補助金につきましては、全市的に補助水準を統一するなどの見直しを行ったところでございます。

補助金につきましては、市民協働のまちづくりを推進するための一つの手段でございます。行政の補完的な役割を担うものですが、一たん採用されると長期化、既得権化する傾向もございますので、引き続き補助の目的、対象経費、補助率、費用対効果などにつきまして、不断の見直しを行い、より適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 460

◎片山伸二市民局長 区役所と区のまちづくりについての項のうち、中区役所についての数点の御質問に順次お答えいたします。

まず、近隣のビルや既に入居しているテナントの平方メートル当たりの単価、賃料決定についてのわかりやすい説明を、また駐車場を含む賃借料年間5,000万円は市の財政を圧迫しているが、行財政改革を第一に掲げる市長としてどのように考えているのか、次に賃借料について今からでも不動産鑑定士による評価をする考えは、また後楽館校舎を買い取った考え方についての所見、さらには同程度の規模の区役所を新築すると、坪単価70万円で7年間の賃料でペイできると考えるがとの御質問に一括してお答えいたします。

RSKメディアコム賃借料の検討に当たりましては、市民サービスを提供する公共施設であることや、一定の規模を継続的に賃借することなどの条件を示し、所有者から賃借料の提示を求めました。これに対し提示された金額が、近隣施設の賃借料との比較や、岡山市が過去に民間施設を借用した際の賃借料等を検討し求めた許容価格を下回っており、適正な額と判断して契約を交わしたものでございます。

ちなみに、当時の共益費込みの賃料——税抜き——では、近隣の民間賃借例が坪当たり約1万円であり、メディアコム1階部分で言えば同額、また同様に賃借している金融機関も同程度とお聞きしております。1階フロアの賃料は、共益費を除くと坪当たり8,000円となっております。

賃借に当たりましては、既に5年6カ月の契約を締結しており、改めて不動産鑑定を行う予定はございません。

また、後楽館校舎の買い取りにつきましては、さまざまな要因も勘案した上で、当時の政策判断がなされたものと考えております。

なお、新築するとなれば、現在賃借している事務所の床面積に加え、玄関、トイレ、階段、エレベーターや機械室等を一体として整備する必要があり、また用地の取得費も含まれること等を考慮いたしますと、議員御指摘の7年間の賃料で賄うことは難しいと考えております。

次に、新庁舎建設計画をつくる必要があると考えているのかいないのか、区役所候補地を3,000平方メートル以上の面積とした理由、いつどこで決めたのかとの御質問にお答えいたします。

中区役所の整備につきましては、政隆会の浦上議員にお答えしたとおりでございます。

また、区役所候補地を3,000平方メートル以上の面積としたことにつきましては、現在の各区役所の駐車場用地を含めた敷地面積を参考に、整備するためには相応規模の用地が必要であること等を考慮して、一つの目安としてお示したものでございます。

次に、1階の市民相談窓口のこれまでの相談件数と相談内容について、また1階スペースはどのように活用しているのかとの御質問にお答えいたします。

11月末までの中区役所市民相談窓口での一般相談件数は216件、内容といたしましては家庭生活、相隣関係、相続、不動産等に関するものでございます。

1階スペースの活用につきましては、玄関からエレベーター、階段へ至る通路部分を除いた部分を賃借し、総務・地域振興課の地域振興係と市民相談窓口を設置しております。また、ロビー部分につきましては、市民の目に触れやすい場所であるため、自動交付機の設置、定額給付金の受け付け、天皇陛下御即位20年記帳所の開設等や、中区産直市の開催、市民住宅パネル展示等有効な活用を図っているところでございます。

以上でございます。

P. 461

◎鈴木弘治保健福祉局長 区役所と区のまちづくりについての項、区のまちづくりについての中で、くらしやすい福祉のまちづくり条例の活用状況についてのお尋ねでございます。

くらしやすい福祉のまちづくり条例の活用状況につきましては、生活関連施設の整備では、だれもが使いやすく、配慮の行き届いたものになるよう設計支援委員制度を設けて、利用者意見の反映に努めており、平成17年度から平成20年度までに34件を委員会に諮っております。

また、民間のすぐれたまちづくりの取り組みについて、ふれあいセンター等で広く紹介し表彰するなど、普及啓発にも取り組んでおり、平成17年度から平成20年度までに39団体を表彰しているところでございます。

以上でございます。

P. 461

◎水野博宣行政改革担当局長 新市建設計画、新市基本計画終了後の合併地区の支所は地域センターになるのかとの御質問にお答えいたします。

計画終了後の支所につきましては、市民窓口サービスなど、現在の住民サービスレベルを維持した形で、適切な組織機能を確保する方向で今後検討してまいりたいと考えております。
以上でございます。

P. 461

◎山脇健教育長 障害児の支援と非正規職員についての項の中で、数点お尋ねをいただいております。

まず、幼稚園の項につきまして、障害児・発達障害児の入園までの経過について、それから平成21年度入園児で支援が必要な幼児は何人が、補助員の配置は何人なのか、配置の基準、補助員の仕事内容、労働条件、賃金はどうかとの質問に一括してお答えをさせていただきます。

幼稚園の入園は、希望する園に願書を出していただきまして、園長が入園を決定しております。障害のある幼児につきましても、基本的には同様でございます。障害児の受け入れに当たりましては、障害の状況や保護者の希望をお聞きし、できるだけ希望に添えるように努めておるわけでございます。

平成21年度当初、診断のありました障害児は、発達障害児132人、肢体不自由、知的障害などその他の障害児が47人在籍をしております。

特別支援教育補助員は、障害の程度、各園の職員体制、1クラスの園児数、施設設備等を勘案いたしまして、必要度を考慮し、市全体で45人を配置しております。

仕事内容につきましては、各幼児の障害の内容に応じた生活の支援と安全の確保等でございます。勤務条件は、1日5時間、週25時間勤務。月額報酬4,260円となっております。

次に、幼稚園につきまして、臨時職員の数は何人が、その仕事内容、賃金等の労働条件はどうかとのお尋ねでございますが、幼稚園の臨時職員につきましては、市全体で臨時教諭補助員を37人雇用しております。学級担任の仕事やその補助を行う中で、障害児の支援にもかかわっています。また、労働条件につきましては、週38.75時間勤務。月額7,410円でございます。

次に、個別の指導計画作成の現状と課題につきまして、この作成の現状と課題がまず1点、そしてPDCAの観点から生きた計画にすべきではないかと、それから個別の指導計画は保護者に情報を提供しているのかとのお尋ねに一括してお答えをさせていただきます。

個別の指導計画は、障害を持っている子どもの状況に応じたきめ細かな指導を行うために、指導目標や内容、方法、配慮事項を盛り込んだものでございます。学校が一人一人の教育的ニーズを把握し、保護者との共通理解の上で立てて作成に取り組んでおり、作成率は上昇傾向にあります。

また、この指導計画は、常に実践と評価、見直しを繰り返していくことが大切であると考えています。設定した目標の達成状況について保護者と話し合うなど、保護者と情報を共有しながら、今後もより質の高い指導のために指導計画を活用していきたいと考えております。

次に、研修につきまして、障害児・発達障害児教育に関する実践的研修はどのようにしているのか、正規、非正規を問わず義務づけているのかとのお尋ねでございます。

障害のある子どもたちへ適切な指導を行うためには、多くの教師が障害に関する理解を深めること、そして障害特性に応じた指導方法等を身につけていくことが必要でございます。そのために、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター全員を対象とした研修や、教職員の希望者を対象とした発達障害に関する研修を計画的に実施しております。その中で、校内支援体制の工夫、保護者や関係機関との連携の仕方などについて協議をしたり、各校で活用している教材等を持ち寄りして情報交換をしたりしていただいております。

また、すべての非正規職員には義務づけてはおりませんが、特別支援教育補助員を対象といたしまして、一般的な障害特性や支援の方法等の研修を実施するとともに、具体的な支援内容については、所属する学校・園内で研修を行っております。

次に、子ども相談主事につきまして、発達障害児等の保護者の相談に継続的に対応できる状況にあるか、学校と障害児の保護者との話し合いの場に同席できるか、仕事の内容、賃金を含めた労働条件等の説明をとのお尋ねでございますが、一括してお答えをさせていただきます。

子ども相談主事の相談は、その内容に応じてより実効性のある形で実施をしております。学校と保護者の相談の場に同席することも可能でございます。しかし、相談件数が年々ふえる中、すべてのケースに対して継続的な対応が十分できていないとは言えません。

勤務は1日7.5時間、週4日の勤務で、月額報酬16万6,600円となっております。なお、仕事内容につきましては、新生会を代表しての礪谷議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。

最後に、補助金の公平性という中で、子ども会補助金についてどのような見直しを行ったのかのお尋ねでございます。

岡山市子ども会運営助成金についてでございますが、子ども会は町内を単位として組織されておりました。子どもたちの自主性や社会性を培うことを目的といたしまして、廃品回収や公園の清掃、スポーツ活動、地域のお年寄りとの交流活動など、幅広い活動を継続的に行っております。そういう地域の基盤となる団体であり、その活動を助成する目的で交付をしているものでございます。

こうした子ども会活動は、青少年の健全育成に大きく寄与するものと考えており、現在も登録の呼びかけを行っております。平成19年度から登録団体数は18ふえております。

また、子ども会活動をより活性化させる目的で指導者、育成役員も補助の対象とする見直しを行いました。助成内容は、平成20年度実績で303団体、238万円余、1団体当たりの助成金額は、平均8,000円弱でございます。

以上でございます。

P. 463

◎岡村頼敬安全・安心ネットワーク担当局長 区のまちづくりについての項で、市長答弁以外につきましてお答えをさせていただきます。

まず、名称についての答弁について、名称を変えるような状況の変化とはどのようなものか、またなぜ区のまちづくりとはせず区づくりにしたのかのお尋ねでございます。

状況の変化について、将来にわたってすべてを想定することは困難ではございますが、例えばこの審査会の設置目的、役割が見直しされた場合とか、また各区が募集する内容、さらに区民から提案される事業内容などを勘案して、さらにふさわしいと思われる名称が考えられる、そういったような場

合などが名称変更のケースとして想定をされます。
また、名称の考え方につきましては、羽場議員にお答えしたとおりでございます。
次に、条例第1条についての一連の御質問にお答えをさせていただきます。
各区の特色あるまちづくりの定義、また区民等と協働して区のまちづくりを進める仕組み、方法、さらに市の公募に対する区民等からの提案事業、こういったことにつきましては、補助金交付要綱を今制定する予定でございまして、その中で規定することといたしております。
その仕組み、方法等でございますが、各区で区民等がみずから考え、実践する地域の特性を生かした事業や、地域の身近な課題を解決するための事業を支援する予定としておりますが、その支援につきましては、今回の条例をお願いしております審査会の中で、区民等から選出された委員が審査し、その中で考え、区に推薦するという仕組みになっております。
また、区民等についてのお尋ねですが、各区に居住し、通勤し、または通学する方を想定しております。また、その協働の相手方としては、区役所も含めた岡山市になると考えております。
また、条例が施行された場合の合併特例区で行われるイベントの補助につきましては、特例区解散後は新しい制度で申請をお願いするようになります。
次に、協働のまちづくり条例、安全・安心まちづくり条例の活用状況についてのお尋ねでございます。
協働のまちづくり条例は、非営利公益活動を促進し、活力ある地域社会の実現を目指すことを目的とし、平成17年度以降、事業の指定を2件行っており、条例制定後の累計では21件でございます。指定を受けた事業実施団体に対しましては、市有施設の使用許可や使用料の減免等を行っております。
また、安全・安心まちづくり条例は、安全で安心な地域社会実現のため、市民活動団体の支援、ピンクピラやヤミ金融ピラの除去、風俗営業宣伝カーの規制、危険動物の飼育禁止、公共の場所での歩行喫煙禁止などの対策が主な内容でございます。これまで、地域防犯活動事業に対する補助、講演会の開催、官民協働によるピラはがし作業などを行っておりますが、条例の基づいて罰金・過料を適用した事例はございません。
次に、これらのまちづくり条例を土台として政令市のまちづくりを進めていく考えか、これらの条例と区づくりの審査会設置条例との整合性、都市ビジョンとの関係といったお尋ねでございます。
区づくり推進事業審査会設置条例につきましては、提案のあった事業を審査する審査会を設置するために制定を目指すものでございまして、議員御指摘の3つのまちづくり条例につきましては、おのこの条例が持つ目的に基づいて制定されておまして、今後もその制定の目的に沿った政令市のまちづくりに寄与するものと考えております。そうした中で、都市ビジョンに掲げる柱の一つであります「市民力で新しい岡山をつくる」ことにつながっていくものと考えております。
最後でございますが、区づくり推進事業の目的、基本理念、定義などについて、条例で明らかにすべきではないかとお尋ねでございます。
このたびの条例は、今も申し上げましたように、審査会を設置するために提案させていただいたものでございまして、その内容は審査会の目的及び設置、所掌事項、組織、会議等について規定するものでございます。
区づくり推進事業の内容につきましては、補助事業ということもございまして、要綱で別途定めさせていただきます形をとらせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。
以上でございます。

〔24番下市香乃美議員登壇、拍手〕

P. 464

◆24番（下市香乃美議員） 市長から御答弁をいただきましたことはよくわかりました。ただ、そのやり方について私は質問しています。
まず最初に、忘れないうちに企画局長、今の答弁は私の質問への答弁とは言えないと思うんです。私は、市長がかわっても、まちづくりの方針は変わらないようにとつくられたのがニセコ町のまちづくり条例だという認識を持っているか持っていないかということを知りたいんです。そのことについて、質問したことにお答えをいただきたいというふうに思います。
それでは、ちょっと順番は変わるかもしれませんが、再質問していきたいと思っております。
まず、区役所の問題です。
これは皆さん御案内のように、平成19年11月議会で区割りを3区から4区に変えた。そこに端を発して、中区の皆さんにとっては、中区役所がメディアコムにできたというのはとても便利になっている。これは事実でございます。
ただ、午前中にも浦上議員からありましたけれども、当時は時間がなかったからということで済ませられても、もう政令市になって8カ月がたちまして、区役所業務はスムーズに行われているという状況の中で、先ほど升永議員からもありましたが、南区役所のほうは暫定で灘崎支所、これ賃料は要りませんよね、浦上議員。その南区も建設場所は浦安総合公園駐車場用地と決めて、開設に向けて準備に入る。スケジュールについても決めていくという答弁がさっきあったわけですよ。それと比べて、中区役所は当分の間メディアコムとだけで、新庁舎建設計画を進めるというふうにはなっていないわけです。私、とても行革を一番にする市長、暫定の南区役所には賃借料はないわけですから、それを考えたら、逆に中区のメディアコムのほうの年間5,000万円、これ重たいじゃないですか。だからこそ、どうするのだということによって皆さんから質問があるわけです。
私、調べたんですけど、18政令市の中で区役所全部を賃貸している、そういうところはございませんでした。やっぱり何か拡張とかでちょっと足りなくなったから借りているというのはあったんですけど、全部を賃借料でというところはありませんでした。
それで、ちょっと質問を変えます。
中区役所は何年間賃貸のままでもいいというふうにお考えなんですか。
それと、5年以上借りなければならぬ理由というのがあっていいんじゃないですか。
それと、先ほど安全衛生委員会について聞きました。これは労働安全衛生法第18条に規定がありますよね。「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。」こうなっていますよね。事業場として50人以上というふうには決まっていますと思っておりますけれども、中区にはまだないということでした。これ

は、このままだと法律に違反してしまうのではないですか。お尋ねをいたします。

それと、3,000平方メートル以上の市有地は中区にはない。このことについては、ほかのところを見て、これだけの規模が要するという答弁が今ありました。そうすると、民有地を探すということになりますよね。メディアコムも有力な候補地になるんでしょうね。

また、11月10日には県議会で小倉議員のほうで岡山運輸支局の移転に関する質問をしています。県議会で産業労働部長は、用地は国の依頼に基づき、買い取りを前提に造成した。現在、最終的な詰めをしていると述べ、影響はないとの認識を示していますので、2012年度には岡山運輸支局は富吉に移転し、現地は跡地になる予定です。この土地も候補地になるんでしょうねと思うんですけども。今回は（仮称）岡山総合医療センター構想の素案も示されています。私は、市民に見える形で候補地選定も含め、中区役所の新庁舎建設を進める気持ちがあるのかなのか、再度お尋ねをいたします。あるかないかでお答えをください。

次に、区づくり推進事業審査会設置条例についてお尋ねをいたします。

まず、先ほど聞きましたけれども、お尋ねしましたが、協働のまちづくり条例、くらしやすい福祉のまちづくり条例、安全・安心まちづくり条例、こういうまちづくりという名前がつく条例があるんです。この条例にのっとって岡山市のまちづくりは行われているようです。今の御答弁でそういうふうに思いました。

条例に基づいて行政が進められるのは当然のことです。条例は議会で議決されており、自治体にとっては法律と同じ重みがあります。岡山市は今後も条例にのっとって行政を進めていきますか、お尋ねいたします。

それと、名称に、私も羽場議員と同じでこだわっております。区のまちづくりとすると何か不都合があるんでしょうか。まちづくりという言葉のほうに皆さんには一般的だと思うんですよ。何で区づくりなのかよくわからないんです。

まちづくり活動支援事業、これまで行ってきた事業にもまちづくりというのは使っている言葉です。そうすると、これらと区別するために区づくりという新しい言葉をつくったんですかねえ。ちょっとお答えをください。

次に、要綱行政についての項で、今後例規整備実施計画を策定し、例規整備方針に基づき、規則事項も含めて条例化へ向けての検討作業を進めていくという答弁もあるんです。そうすると、今回の区づくり推進事業については、今局長から答弁があったように、私は条例の中のことをお尋ねしました。そうすると、その条例の文言については要綱で決めるからと、こういうお話になるわけですね。そうすると、今ある要綱も見直しをして、条例化するものはしようと言っていることと、今回提案したこの区づくり推進事業審査会設置条例の今の御答弁とは矛盾するんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

市長の提唱されている安全・安心ネットワークや、今回提案されている区づくり推進事業についても、基本構想でうたわれている主役は市民とか、市民協働などという言葉が条例化によって明確化する。そうすると、市長がかわっても変わらないまちづくりへの道ということになって、市長のお考えどおりになるんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

それと、この区づくり推進事業については、合併特例区の事業、イベントですね。それと、今までやってきたまちづくり活動支援事業、そして新たに安全・安心ネットワークの支援につながるというところ、3つの事業がこの審査会で審査をするというふうになっているわけです。

それで、まちづくり活動支援事業は、市民事業仕分けをしました。やり方の改善が18人、事業縮小が14人、廃止も6人、こういうふうな仕分け結果でした。で、この区づくり推進事業創設に当たって、公平性の確保と、各学区、安全・安心ネットワークの支援につながるということというふうに、この市民事業仕分けを2つにまとめているんですけども、私はちょっとそこはいささか無理があるんじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

もう一つ、合併特例区の事業についてです。

今、簡単な答弁でしたねえ、合併特例区。私はそれぞれの合併特例区で行われている各種イベントの補助金額が幾らになるかということをお尋ねしたんですが、例えば御津の全国獅子舞フェスタ577万円、みつ健康マラソン大会126万円、夏祭りinみつ90万円、これだけがことしの予算だったんですね。それを来年どうなるかということで、今特例区としても話をしている最中です。それに対して、この区づくり推進事業になったら幾らの補助金になるのかと聞いたわけですよ。何で答えないんですか。議員の質問にはきちんと答えていただきたいというふうに思います。もう一度お答えください。

それと、合併特例区には説明をしているというふうに言っております。まだ調整中ということが、さっき答弁がありましたけれども、実はきょうの午前中に御津では合併特例区協議会が開かれております。その状況はどうだったのか。御津の人たちはどういうふうにごくことを考えているのか。ちょっとお答えをいただきたいと思います。

私は、激変緩和策が要るんじゃないかなあと思っているところです。それで、合併特例区協議会の意見もしっかり聞いて、市民事業仕分けもしっかりと分析して、もっと市民にわかりやすい提案になさったらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

それと、教育長にお伺いいたしました。今回は障害児支援のことについてお尋ねをしたんですけども、まだまだ私は足りないんじゃないかと思っているところです。それで、今答弁があったわけですけども、まず幼稚園の障害児支援の基準というのはあるんでしょうか。要綱とか条例とか規則とかで定められているのかどうかお尋ねをいたします。

それと、正規職員と同様に担任を持って子どもたちの教育に当たっている臨時職員さんですよ。これはもう本当に正規の職員と同じ仕事をしているというふうに私は思うんです。こういう方たちには、例えば国体の前に採用した任期つき職員、まあいろんな形があるかとは思いますが、処遇改善のことを考えられないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それと、障害児の個別指導計画です。今、教育長から答弁がありまして、学校・園、保護者との情報交換もしていくという答弁だったと思うんですけども、現実なかなかここが現場ではできていないところもあるやに聞いております。

学年が変わるたびに一から担任に子どものことを話さないといけない、力が要るっていう保護者の御意見も聞きました。この個別指導計画を見せてくれないとかね、それに基づいて次の計画にステップアップしようとしたんていう話には今なっていないよという話を聞くんです。そこで、子どもを中心に教員と保護者が真剣に個別指導計画に沿って話し合いをし、それができれば今言ったような保護者の心配も少しは軽減されるんじゃないかと思うわけです。

そこで、先ほどの子ども相談主事、専門家ですよ。お聞きしましたところ、発達相談についての専門家というのは3人しかいない。福祉区が6つあるので、1人で2つの区を持っている。これじゃあねえ、ちょっと足りないんじゃないかなと思うわけです。子ども相談主事という専門家の方を、教員と保護者の話し合いに出席できるようなルールをつくること。そして、そのためには子ども相談主事の増員も必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

また、今教育長から答弁があったように、子ども相談主事も嘱託職員です。その仕事内容から、本来に専門家の方ですし、待遇改善が必要だと考えます。先ほどの任期つき職員制度など、処遇改善のお考えはありませんか。

また、今までずっと言ってきた子どもたちに直接かかわる支援員、臨時職員、嘱託職員、まあいろんな形の働き方があるんですけども、先ほど総務局長は官製ワーキングプアがあるというふうには明言はされませんでした。まあ、これは言葉の問題ですからね。ただ、この方たち、特に支援員さんは、何の社会保険、雇用保険も社会保険も何もない働き方なんですね。せめて社会保険は適用するよなそういう雇用を、これ直接雇用ですからね、岡山市の。そういうふうには処遇改善を考え、対策を考えられるかどうか、総務局長にお尋ねをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。(拍手)

P. 466

◎高谷茂男市長 下市議員の再質問にお答えいたしますけれども、言われるとおりに中区役所の必要性はよくわかっております。しかし、まだ1年もたっておりませんし、とりあえずそこへ持っていったわけで、後のところは、やはり南も東も今までであるところを使わせてもらいました。お金があれば全部新築したいんですけども、やはり厳しい財政状況でありますので、これは御理解をいただきたいと思っております。

いつまでもお借りしとくわけにはいかんのかわかりませんが、そうは言いますが、今は日本も岡山市内も、土地がこれからどんどん上がるようなことはないと思っておりますので、待っとればまた土地も安くなるかもわかりませんので、(笑声)どうかお許しをいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

P. 467

◎村手聡副市長 条例がなければ都市ビジョンもどんどん変わってしまうんじゃないかというような御質問をいただきました。

自治法の基本構想の規定と申しますのは、まさにそういう懸念を払拭するために設けられている規定でございます。市の基本構想を市議会の議決を得て定めることによって、市長がかわってもしっかりと市の基本構想として、基本方針としてしっかりとそれに基づいて市政を進めていく、そういう趣旨の規定が自治法の規定でございます。その自治法の規定に従って御議決を賜った都市ビジョンでございます。その精神というものをしっかりと今後10年、20年、しっかりと継承しながら市政推進をしてまいりたいと思っておりますので、御支援方よろしくお願いをいたします。

P. 467

◎繁定昭男総務局長 まず、市長がかわったら政策が変わるんじゃないかという中で、ニセコ町のまちづくり条例の……。 (発言する者あり) 済みません。

次に、安全衛生委員会について、労働安全衛生法第18条に違反するのではないかという御質問でございます。

御指摘の法制上の問題については、御指摘の可能性も否定はできないというふうを考えており、早急な改善に努めてまいりたいと考えております。

それから、支援員の方の処遇改善についてのお尋ねでございます。

臨時職員、あるいは嘱託職員の、まあ非常勤職員の方の処遇改善についてはこれまでも取り組んできております。また、今後についても、必要な改善については取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

P. 467

◎片山伸二市民局長 中区役所について3点再質問いただいております。

まず、中区役所を何年間借りればいいのか、5年以上借りなければならない理由はあるのかとの御質問でございますが、契約当初、5年6カ月間の賃貸借契約を締結しておるところでございますが、またメディアコムに入居する際、所要の初期投資をしておるところでございますが、その当初の賃貸借契約期間5年6カ月間、これについてはここを賃借した形で進めたいというふうには考えておりますが、5年以上借りなければならないという理由は、現時点で特にはございません。

次に、公有地がないということになれば、民有地を探さなければならないが、メディアコムとか陸運支局、こういったものも候補地になるのかとの御質問でございます。

そういった形で今後中区役所の候補地を、建設に向けて検討に入るとい形になりますと、当然、議員御指摘のメディアコムであるとか陸運支局等も候補地の一つということで総合的に検討してまいることになろうかと考えております。

また、市民に見る形で進める気持ちはあるのかとの御質問でございます。

これにつきましては当然、議会や市民の皆様のお意見を聞きながら、方向性を定めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

P. 467

◎山脇健教育長 障害児の支援と非正規職員につきまして3点の御質問をいただいておりますが、まず1点目の幼稚園への補助員の配置基準ということのお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。

ます。

先ほども申し上げましたが、こういう場合はこうだということ、かちっと決まった基準というものはございません。ただ、その中から園のほうで保護者と面談をいただきまして、配置要望であるとか、そしてまたその子どもに関する調査票というものをいただきまして、そしてまた必要に応じては、市のほうからそのおさんを観察にも出かけていっておるわけでございます。そういう中で総合的に判断をして、配置をさせていただいているという状況でございます。

それから、2点目は補助員、臨時教諭補助員——臨時の方ですね——と教諭とか同じ仕事をしていることについて、もう少し待遇を改善してはどうかというお尋ねでございますが、幼稚園に勤務いただいている臨時職員の方については、担任をしていただいている場合と担任はしていない場合とがございまして、担任をしている場合、責任という面では、学級担任という面では教諭と同じであるわけでございますが、その他の園内の他の分掌ということにつきましては、教諭と同じ責任を担っているというわけではございません。また、担任を持っていない兼務園への加配というのがございまして、そのときには主任であるとか担任の補助的な役割を担っているという実態でございます。

教諭と臨時職員の方との処遇ということについてはやはり異なるところがございまして、しかし、雇用保険というものは整備をさせていただいております。責任の度合いとか役割の違いということもございまして、そういうことも踏まえながら、どちらも同じ幼稚園教育にかかわる者としての自覚を持って現在を取り組んでいただいているというふうにも考えております。

それから、3点目ですが、子ども相談主事をもっとふやしてはどうかというお尋ねでございますが、今この発達障害ということに関しましては、さまざまな要因という中で相談件数であるとか、その内容というものは多岐にわたっている状況がございまして、やはり発達障害を専門とする子ども相談主事の増員というのは課題の一つであるというふうにも考えておるところでございます。

以上でございます。

P. 468

◎岡村頼敬安全・安心ネットワーク担当局長 区づくり推進事業に関連をいたしまして、数点の再質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、区のまちづくりという名称をなぜ区づくりとしたのかという、不都合ではないかという御指摘を再度いただきましたが、区のまちづくりという言葉は否定するという意味で申し上げるつもりはございません。我々も、検討の段階でまちづくりという単語については全く考えなかったということもございまして、これはすべてを言います。まちづくりという答えにならないかも知れませんが、一つの懸念といたしまして、まちづくりという言葉で市民、区民の方々に、例えば都市計画とかハード事業とかというような響きが伝わってもまずいかなという気持ちが一方にあったことと、あわせてこれまでもお答えしておりますように、その地域の諸課題を区民が地域づくり、また区のためにということと実践していただく、そういう仕組みをあらゆる言葉として区づくり推進事業という名称を我々として選んだという事情でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから2点目、その審査会の設置条例と綱行政との関係ということでの再度のお尋ねでございますが、先ほどもお答え申し上げましたが、審査会は、いわゆる役割としまして、附属機関としての性格を持たせる必要がありますので条例設置をお願いしております。区づくり推進事業は、性格的には補助事業という体系をとらせていただきますので、もとは都市ビジョン等で定めたまちづくりの方向性を具現化するための補助制度という、そういう仕組みという考え方をしております。

ただ今回は、条例設置に関して御議論、御審議をいただくに当たって、その区づくり推進事業の補助金の交付に当たっての枠組みについても、あわせて概要を御説明し、御審議の際にあわせて御説明をし、お示ししているという事情でございます。逆転をしているという認識では我々は感じていないところでは。

それから、今回の事業の組み立てでまちづくり活動支援事業等、市民事業仕分けでの課題とか、いろんな要素を加味して一本化した仕組みになっているが、ちょっと無理があつて、もっとわかりやすい提案のほうがいいのではないかという御指摘をいただきましたが、御指摘のようにまちづくり活動支援事業についての市民事業仕分けでの指摘は、現存の補助の仕組みについて計算式等、例えば中学校区を幾らとすると、小学校区とのダブル支給はできないとか、そういったような公平性についての指摘が一つございまして、地域で活動していただく安全・安心ネットワークの支援ということも課題としていただいております。そういった形で補助の交付の仕組みをシンプルにするともに、地域活動部門として地域の方々、各ネットワークを初めとする各種地域の方々活動されることについての支援もあわせて一つの枠組みの中に入れてお示しをしたもので、我々とすればわかりやすく受けとめていただけるように工夫を凝らしたつもりでございます。

それから、特例区に関して、御津の例を引用されました補助金額についての御質問がございましたが、これは個々の事業につきましては、申請をいただいた上で額が決定していくものと考えておりますが、新しい制度の考え方といたしましては、複数の小学校区で合同で申請をされる地域交流事業、いわゆるイベント系のものでございまして、これにつきましては補助率2分の1で、限度額は小学校区の数に40万円を乗じたもので、限度200万円という考え方をしております。

一方で、小学校区ごとに実施されるものにつきましては、合同による申請とはまた別の事業として実施されるものに、年1回に限り、小学校区単位に2分の1補助、40万円が限度の補助を用意するというような仕組みで考えておりますので、御申請いただく内容によって額が決まってくるものと考えております。

以上でございます。

P. 469

◎高次秀明企画局新市建設計画推進担当局長 本日、朝9時半に開催されました御津合併特例区協議会での協議事項についてということでございます。

私自身は本会議中ですので出席はしておりませんが、担当から聞いた報告によりますと、本日の協議会の主な議事は2点でございます。有料指定ごみ袋の変更及びごみの分別の一部変更と、御津文化センターの自動交付機の代替サービスの廃止についてでございます。

御指摘のありました地域振興イベントの関係につきましては、事務局よりその他事項の項目で、現在本会議に上程されております来年度から予定の区づくり推進事業の概要につきまして、現在本会議

で審議中でございますので資料の提出はできないということをお断りした上で、11月26日に市民文教委員会協議会に提出された資料に基づきまして説明がなされたというふう聞いております。いずれにいたしましても、合併特例区解散後におきましては、全市域の中での地域間バランスを図ることが非常に大事だという観点から、市民協働を基本にしたまちづくり活動を支援する新たな枠の中で事業運営を行う方向ということを以前から御説明しております。ということでございますので、今までの特例区事業及びまちづくり活動支援事業の再編、統合も含めまして、特例区協議会を中心に今調整をお願いしているところでございます。

以上です。
〔24番下市香乃美議員登壇〕

P. 469

◆24番（下市香乃美議員） 市長、御答弁をいただきましてありがとうございました。本当に、浜松市では3つの区役所を新築したというふう聞いておりました。その結果、財政状況が大変だというようなことも聞いておりますけれども、そうはいつでも私たちは、私たちと言ったら変ですけど、中区に住んでいる者としたら、あのメディアコムのこととはとても気になっておりますので、ぜひいい方向で進めていただきたいと思っております。それと、私は今回この区づくり推進事業は、ちょっとやっぱり気になっているところが、今高次新市建設計画推進担当局長からお話がありましたけれども、御津や灘崎はやっぱりこれまで町の事業としてやってきた。で、合併特例区がこでなくなるし、今おっしゃったように市域全域でということでのお話を進めている。説明をしているんだと思っております。やっぱりそれを理解していただいているかどうかということが大事になってくるなというふうに思うんです。今の話だと、例えば御津で言えば、3小学校区しかないの、全部合わせても120万円にしかならないわけですよね。そういうようなこととか、実行委員会を早く立ち上げてくれえと言いながら、まだ市議会のほうが終わってないからこれ以上説明ができないみたいな話も漏れ聞いております。合併した地域のこともしっかりと考えないといけないし、まだ合併特例区協議会はありませんからね。そこでの議論というのをしっかりしていただいて、で、協働して新しい区づくり推進事業でいくというふうな方向性があればいいと思うんです。このことはこれから委員会の審査の対象にもなりますので、委員会にお預けしますけれども、私はそこら辺もしっかりと審査をしていただいで、よりよい方向を見出していただきたい。拙速はやっぱりよくないと思っております。それを申し上げまして、御答弁があればお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

P. 470

◎高次秀明企画局新市建設計画推進担当局長 先ほど御津、灘崎の合併特例区終了後、今までやってきた事業がなかなかできなくなることについて、十分によく理解を求めようという御質問でございます。

現在、具体的に一つ一つの事業につきまして特例区のほうで検討しております。これを機会に、運営の仕方、それから今までの祭りのあり方も原点に戻ってもう一回考え直すのではないかと議論もございまして。そういった議論に私たちもしっかり参加いたしまして、合併特例区との間で、本当にこれから新しい岡山市の中の一員としてこの事業を進められるように、我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

平成21年11月定例会 - 12月22日 - 10号

P. 479

◆24番（下市香乃美議員） 皆さんおはようございます。それでは、保健福祉委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。本委員会に付託されました案件は、甲第235号議案平成21年度岡山市一般会計補正予算（第5号）について外14件の議案であります。これらの審査に当たりましては、当局からの説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。それでは、審査の過程において特に議論となりました甲第235号議案平成21年度岡山市一般会計補正予算（第5号）について御報告申し上げます。まず、歳出第3款民生費中、福祉事務所事務費についてであります。これは、緊急雇用創出事業の一環として、きめ細かな生活保護相談の実施並びに生活保護受給後の支援も含めた相談支援体制の整備を図るため、社会福祉等の専門資格、経験を有する支援相談員を嘱託職員として雇い上げ、相談件数の多い3つの福祉事務所に配置しようとするものです。委員から、ケースワーカーが岡山市全体で国の基準と比べて17名も不足する中、なぜ3名だけ採用するのか、もっと多くてもいいのではないかと質問があり、当局から、現在6名の面接相談員で相談業務に当たっているが、同時に複数の面接者がある場合はケースワーカーが応援に当たっているのが実態であるため、相談件数の特に多い3福祉事務所について、各1名ずつの面接相談員を新たに配置しようとするものである。また、今後状況を見ながら、ケースワーカーの負担の軽減や実施体制の充実について、さらに考えていきたいとの答弁があったのであります。さらに委員から、相談体制を充実させるということはあるが、生活保護を開始することになれば、結局は担当のケースワーカーの負担がふえる。生活保護の件数は毎月ふえているし、今の経済状況からいうと、これから減っていくとも思えない。ケースワーカーのきちんとした配置は、人の命にかかわる、岡山市が責任を持つべき問題であり、改善しないといけないとの指摘がありました。これに対し当局から、ケースワーカーの標準数を充足することは非常に重要だとの認識を持って取り組んでいるが、正規職員の配置は難しい状況がある。そうした中でも、年度途中に増員があるなど、十分とは言えなくても全庁的な理解をもらっているという認識はある。来年度に向けても引き続き精いっぱい努力していきたいとの答弁があったのであります。

次に、歳出第3款民生費中、保育園運営費についてであります。